

(別紙1)

## 大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル

長門市立俵山小学校

### 1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 集中豪雨等により徒歩による安全な下校が確保できないとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れのあるとき

### 2 保護者引き渡しについての連絡手段

#### (1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール（又は電話）により連絡し、お子さんのお迎えを依頼します。

#### (2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。前項「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようにお願いします。

### 3 引き渡し場所

#### (1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。土砂災害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（ヤマネスタジアム俵山）を引き渡しの場所とします。

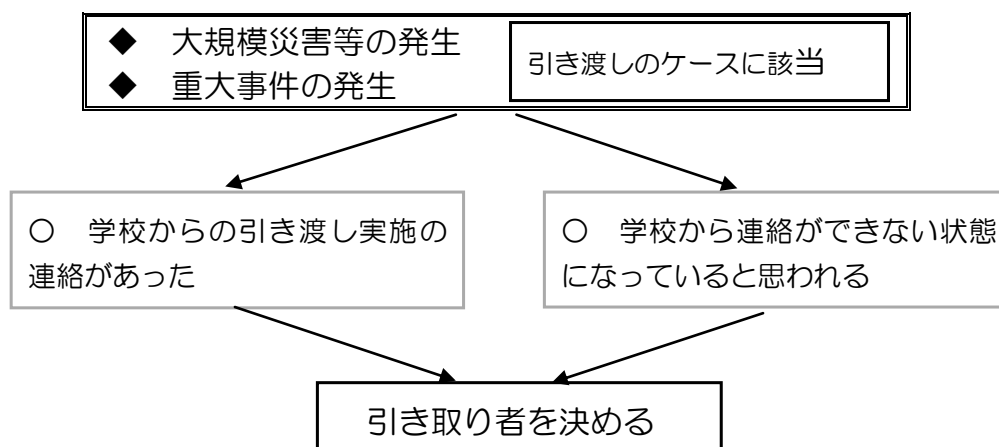
※駐車場は、一方通行とします。

※校舎倒壊等の場合は、運動場に駐車した後、引き渡し場所（体育館）にお越し下さい。

#### (2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、又は、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れのあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

## 4 引き渡しの手順



### (1) 受付

車両にて校地内へ進入し運動場に駐車してください。

児童昇降口にて、教職員に「〇年〇〇の（母）です。」と、教えてください。  
ご家族以外の方が引き取りにこられる場合、担当教職員の方でお名前、児童との続柄、連絡先等についての確認や免許証等の提示を求める場合がございます。児童を安全且つ確実に引き渡しするためですので、どうかご理解とご協力をお願いいたします。  
その後、昇降口出口あたりでお待ちください。

### (2) お子さんによる確認

昇降口にいる教職員からの連絡で、児童が昇降口へと移動します。お子さんが自分の判断で引き取り者を確認し、昇降口出口に向かいます。

児童が出てきますので、乗せてお帰り下さい。

### (3) お願い

児童が落ち着いて待機し、安全且つ確実に引き渡しが実施できるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。

受付場所を児童昇降口としております。徒歩でのお迎えも児童昇降口の方へお越しください。

(別紙2)

## 大規模災害等発生時の児童引き渡しマニュアル

長門市立俵山小学校

### 1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 集中豪雨等により徒歩による安全な下校が確保できないとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れのあるとき

### 2 保護者引き渡しについての連絡手段

#### (1) 通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校からまちこみメール（又は電話）により連絡をする。

#### (2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡しをする。前項「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校する。

### 3 引き渡し場所

#### (1) 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とする。津波被害等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、二次避難場所（ふれあいパーク駐車場）を引き渡しの場所とする。

※校地内は、一方通行。

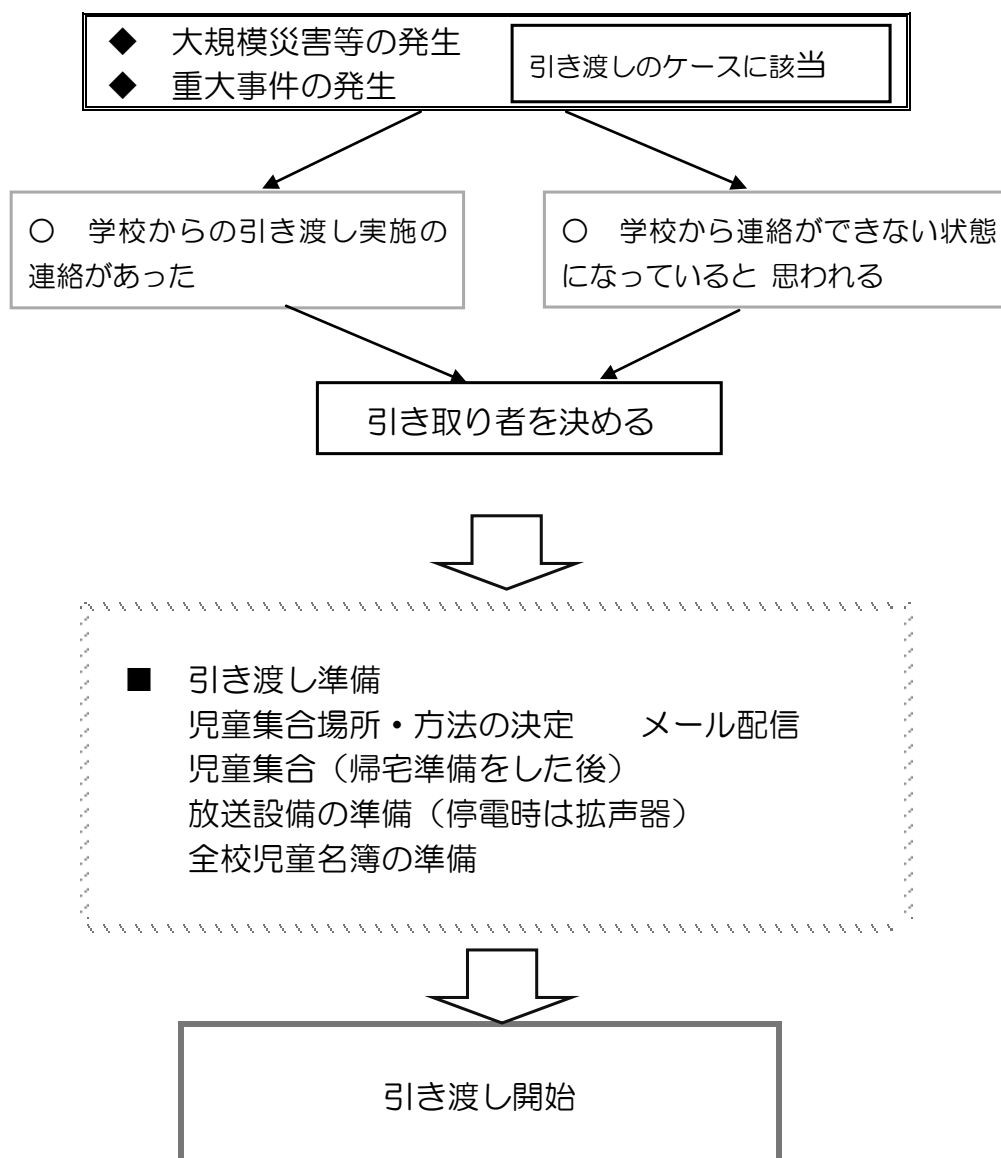
※校舎倒壊等により通行不可の場合は、運動場に駐車した後、引き渡し場所（中央ブールーム、体育館）に直接、保護者がむかえにくる。

#### (2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、又は、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れのあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

※この場合は、運動場に駐車した後、引き渡し場所に直接、保護者がむかえにくる。

## 4 引き渡しの手順



## ※1階各教室待機で車両でのお迎えの場合

### (1) 児童集合

1階普通教室( )に集合。(帰宅準備を整えた後)  
静かに待機させる。移動も静かに。  
児童管理 各教室1名。

### (2) 受付(教職員3名)

車両にて校地内へ進入し運動場に駐車をする。  
児童昇降口にて受付をする。

児童昇降口で受付をする。

受付にて、教職員に「〇年〇〇の(母)です。」と、告げる。

教職員は、全校児童名簿にチェックを入れる。

(受付1名。呼び出し1名。見届け1名。)

保護者の場合、チェック印。

保護者以外の場合、引き渡し者を記載。どこに帰るか聞き取る。

(時刻も記録しておく。)

### (3) 児童による確認

受付の教職員は、お迎えの児童を呼び出す。

未届けの教職員は、外に出る児童を全校児童名簿でチェックする。

出入り口は、一箇所両開きにする。・・・出て行く児童を確認するため

### (4) 正門での交通整理(2名)

進入してくる車両と退出する車両の誘導を行う。

## 8 防災教育・防災訓練の実施

### (1) 防災教育

校長は、学校教育全体を通して、児童が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や学校の構造（危険箇所）、過去の災害状況などから、防災体制の仕組みを理解し、災害時における危機を的確に認識し、被害を最小限に抑えられる行動ができるよう、防災教育を実施する。

なお、防災教育の実施においては次の点に留意する。

- ア 「学習指導要領」に基づいた、各教科・道徳科・特別活動等、教育活動全体における体系的な学習
- イ 「防災教育ハンドブック」等を参考に、発達段階に応じた学習
- ウ 応急手当習得のための学習
- エ 危険予測学習（KYT）資料の活用

### (2) 防災（避難）訓練

災害時に児童及び教職員、来校者等が安全かつ迅速に避難することができるよう、平時より避難訓練等（毎学期1回以上）を実施するとともに、教職員に対しても避難誘導及び情報伝達が速やかに行えるよう研修を実施する。

また、訓練等の結果を踏まえ、本応急対策計画の見直し・改善を行う。

訓練項目	訓練内容	備考
避難訓練	毎学期1回以上（6月、9月、11月、1月） ・災害想定（洪水、土砂災害、地震、津波、火災） ・避難行動経路確認（洪水、土砂災害、地震・津波、弾道ミサイル発射時） ・通報訓練（地震・火災）	・校外で発災した場合の対処方法なども併せて指導する。 ・土砂災害時の学校から緊急避難場所までの避難経路を確認する。 ・市防災部局等と連携した避難訓練を実施する。
意識向上	・地震・津波に関するビデオの視聴 ・避難経路を書き込んだハザードマップの掲示	

#### ○「緊急地震速報」を活用した避難訓練

学校生活以外の場面で、緊急地震速報により地震の到来が予告された場合に適切な対応ができるよう、学校で行う防災訓練においても「緊急地震速報」を積極的に取り入れて行う。

◆気象庁「緊急地震速報利用の手引（施設管理者用）」を参照

## 9 学校施設設備及び通学路の安全確認

校長は、学校を利用する全ての人の視点に立ち、点検項目を予め設定して、施設の安全点検を定期的に行い、危険箇所の早期発見とその改善に努める。

また、学校周辺の通学路における危険箇所について予め把握し、被害防止に努める。

### (1) 学校施設の整備

- ア 校舎外部・付帯施設の点検
- イ 校舎内部・設備の点検
- ウ 災害時の通報設備の点検・確認

### (2) 通学路の危険箇所

学校周辺の通学路における危険箇所の把握に努め、その内容について児童及び保護者、安全パトロールに定期的に周知する。

※ 校区の土砂災害危険箇所マップを参考に点検する。

(3) 通学路の危険箇所及び通行規制

学校周辺の通学路における危険箇所の把握に努め、その内容について生徒及び保護者へ定期的に周知する

【学校周辺の河川】

- 学校周辺の木屋川、木津川の増水
- 正川橋付近の増水

【通行止め等の状況】

- 県道34、38、281号の道路状況
- 路線バスの運航状況

## 10 避難所の運営

長門市の避難施設に指定されていることから、平時よりその指定内容及び運営方針について長門市の関係部署と調整し、災害時には避難施設として機能し、かつ円滑にその運営ができるよう備えておく。

※冬季は、体育館にストーブを常設しておく。

※俵山地区避難場所

1 俵山公民館・温泉閣 2 俵山小学校 3 熊野山公園グラウンド 4 俵山多目的交流広場

### (1) 長門市との連絡体制

#### ア 開設連絡を受ける窓口

区 分	連絡窓口	連絡先	
		携帯	自宅
平日	第1連絡 教頭		
	第2連絡 校長		
	第3連絡 教務主任		
休日・夜間	第1連絡 校長		
	第2連絡 教頭		
	第3連絡 教務主任		
長門市	防災危機管理課	(0837)23-1111	

### (2) 避難所開設に係る初動対応

避難所を開設した場合は、速やかに開設した旨を市教委へ報告し、教職員は、施設設備の管理業務や市担当職員の運営業務に協力する。ただし、避難所運営の長期化や、特殊業務への従事で、服務上の観点から協議が必要と思われる場合は、市教委と協議する。

### (3) 避難所開設時の学校の体制

長門市から避難所開設の要請があったときは、あらかじめ指定した職員が参集して初動体制を確立する。

避難所開設時の初動体制は次のとおりとし、上記(2)により対応する。

対応職員① 教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館の解錠</li> <li>・避難者（一般市民）の誘導</li> </ul>
対応職員② 校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者（長門市、市教委）等への連絡</li> <li>・報道対応</li> </ul>
対応職員③ 教務主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者への連絡</li> </ul>

#### 【避難所開設時の連絡フロー】

